

人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金特別育成訓練コースの 経費助成限度額を引き上げ、経費助成率を細分化します

令和3年12月21日以降に訓練計画届を提出した訓練から、**非正規雇用労働者を対象とする特別育成訓練コースの経費助成限度額を引き上げる**とともに、助成率について、**訓練受講者を正社員化した場合と非正規を維持した場合で助成率に差異を設けます**。併せて、**有期実習型訓練後の追給措置は終了**します。

対象訓練 <一般職業訓練・有期実習型訓練>

【経費助成限度額】 (カッコ内は大企業)

<現行>

| 20時間以上 100時間未満 | 100時間以上 200時間未満 | 200時間 以上 |
|-------------------|--------------------|----------------|
| 10万円 (7万円) | 20万円 (15万円) | 30万円 (20万円) |

<変更後>

| 20時間以上 100時間未満 | 100時間以上 200時間未満 | 200時間 以上 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 15万円 (10万円) | 30万円 (20万円) | 50万円 (30万円) |

【経費助成率】

<現行>

| 経費助成率 | 生産性要件 |
|-------|-------|
| | 100% |

<変更後>

| | 計 | 経費助成率 | 生産性要件 達成* |
|-----------|-------------|------------|--------------|
| 正社員化 | 100% | 70% | 30% |
| 非正規 維持 | 75% | 60% | 15% |

※ 生産性要件を達成した場合は、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年後の会計年度の末日の翌日から5ヶ月以内に別途支給申請する必要があります。詳細はホームページ（裏面参照）をご覧ください。

正社員とは（以下の全てに該当する必要がありますが、他にも要件がありますので、詳細はホームページ（裏面参照）をご覧ください。）

- ・期間の定めのない労働契約を締結していること。
 - ・同じ事業所に雇用される通常の労働者と所定労働時間が同じであること。
 - ・賞与・退職金・休日・定期的な昇給等の労働条件が長期雇用を前提としていること。
- なお、勤務地限定正社員、短時間正社員などの多様な正社員も含まれます。

新たに必要となる添付書類(支給申請時)

以下の書類が、支給申請時に新たに必要となります。

- ①対象労働者の正社員転換後の雇用契約書等
 - ②正社員転換日に雇用されている対象労働者以外の他の正規雇用労働者の雇用契約書等
 - ③事業所に正社員がない場合は、②に代えて正社員の労働条件が規定されている就業規則等
- ※ 提出がなかった場合、非正規を維持した場合の助成率が適用されます。

正社員化助成率の適用を希望する場合、支給申請時まで正社員化している必要があります。
有期実習型訓練の正社員転換予定時期を決める際には、申請期間に合わせて余裕を持った期日を設定するようにしてください。

[加算措置の新設]キャリアアップ助成金正社員化コース

キャリアアップ助成金正社員化コースにおいて、人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員化した場合は助成額を加算します。

■加算措置(1人当たり)(中小企業も大企業も同額)

①有期→正規：95,000円 ②無期→正規：47,500円

- 特定訓練コースのうち：IT技術の知識・技能を習得するための訓練（ITSSレベル2～4）
- 特別育成訓練コースのうち：一般職業訓練または有期実習型訓練

キャリアアップ助成金の詳細はこちら：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



人材開発支援助成金の訓練対象者をキャリアアップ助成金制度により正社員化した場合は、通常の者を正社員化した場合よりもキャリアアップ助成金制度の助成額が高くなります。

また、このたび創設された人材開発支援助成金特別育成訓練コースの正社員化の判断をする際の要件等は、キャリアアップ助成金正社員化コースとは異なりますので、特別育成訓練コースで正社員化と判断されても、キャリアアップ助成金正社員化コースの対象にならない場合がありますのでご注意ください。

人材開発支援助成金特定訓練コースの対象となる訓練の拡充

デジタル人材を育成するため、令和3年12月21日以降に訓練計画届を提出した訓練から、IT技術の知識・技能を習得するための訓練（**ITSSレベル2の訓練**）を、**特定訓練コースの労働生産性向上訓練の対象に追加**します（ITSSレベル3と4の訓練は令和3年4月から対象。）。

| | 経費助成率 | 賃金助成額 (1時間) | コース内訓練種別 |
|---------|-------|----------------|---------------------------|
| 特定訓練コース | 45% | 760円 | ・労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練 等 |
| 一般訓練コース | 30% | 380円 | 特定訓練コース以外の訓練 |

※ 上表は中小企業の場合の経費助成率及び賃金助成額となります。

申請時の要件

支給申請を行うにあたり、**当該レベルの訓練を受講するとともに、下記ホームページで分類されている資格試験を受験することが要件**となっています。

■NPO法人スキル標準ユーザー協会

「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」

<https://www.ssug.jp/docs/>（※令和3年12月21日時点では「ISV Map Ver11r3」が最新）

（例）ITSSレベル2に該当する試験・資格

・情報処理技術者試験基本情報技術者試験 ・IT検証技術者レベル2 ・OCJP Gold ・PHP準上級 等

人材開発支援助成金の詳細はこちら：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



申請に当たってご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせください。

雇用関係給付金 受付窓口一覧
(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

